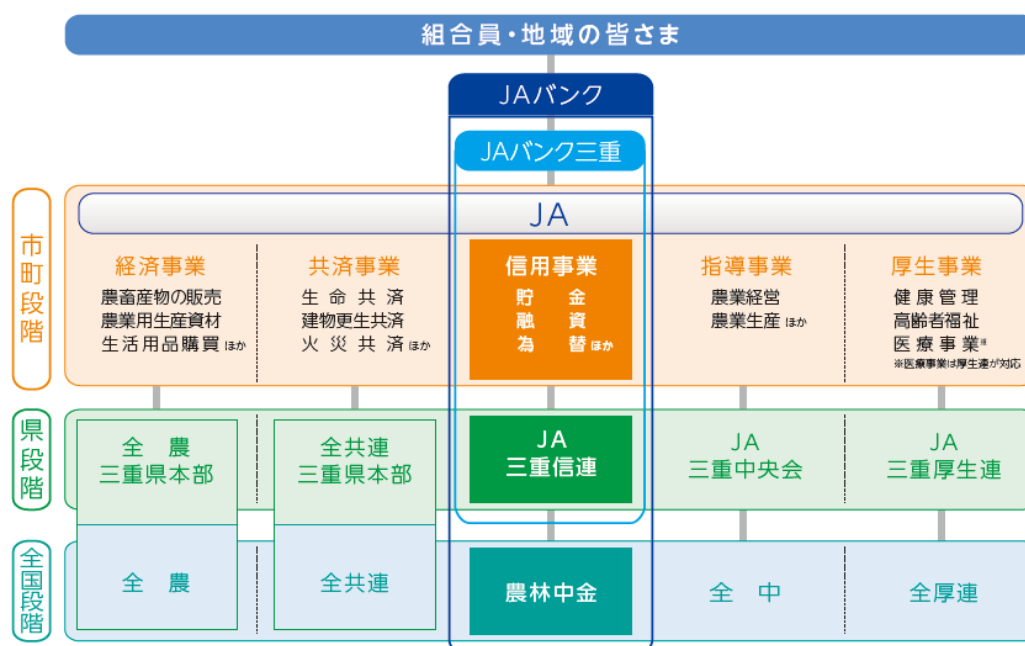


1. JAグループおよび当会のあらまし

JAグループは、農作物の集荷・販売や生産資材などの供給を行う「経済事業」、共済（保険）業務を行う「共済事業」、貯金や貸出等の業務を行う「信用事業」、各地域で農業者の皆さまに対する農業経営の改善などの指導を行う「指導事業」など様々な事業を総合的に取り扱うJA（農業協同組合）と、それぞれの事業を専門的に取り扱う県段階組織と全国段階組織により、構成しています。このうち、JAの信用事業部門と都道府県段階の「信用農業協同組合連合会（＝信連）」および全国段階の「農林中央金庫（＝農林中金）」とで構成するグループの総称を「JAバンク」といいます。

なお、当会は、信用事業を専門的に取り扱う県段階の組織として、県内各地域にあるJAの信用事業をサポートする県本部機能を担うとともに、自らも農業・地域金融機関として県内全域にわたって金融サービスを提供する事業を行っています。



■ JAバンク三重のネットワーク

(令和3年9月末現在)



JA名	管轄地域
みえきた	桑名市、いなべ市、四日市市、木曾岬町、東員町、川越町、朝日町、菟野町
鈴鹿	鈴鹿市、亀山市、四日市市鹿間町・和無田町
津安芸	津市(旧津市、旧安濃町、旧芸濃町、旧河芸町、旧美里村)
みえなか	津市(旧久居市、旧一志町、旧白山町、旧香良洲町、旧美杉村)、松阪市
多気郡	明和町、多気町、大台町
伊勢	伊勢市、鳥羽市、志摩市、尾鷲市、熊野市、玉城町、度会町、南伊勢町、大紀町、紀北町、御浜町、紀宝町
いがふるさと	伊賀市、名張市
三重信連	三重県全域

■当会のプロフィール

(令和3年9月末現在)

名 称	三重県信用農業協同組合連合会（略称：JA三重信連）
店 舗	本店 / 三重県津市栄町一丁目960番地
設 立	昭和23年8月
代 表 者	経営管理委員会会長 谷口 俊二
	代表理事理事長 内藤 真毅
役 員 数	経営管理委員 5名 / 理事 4名 / 監事 4名
出 資 金	687億円
総 資 産	2兆3,642億円
会 員 数	57会員（正会員 16会員 / 准会員 41会員）
職 員 数	161名



■経営理念

1. 「農と食」を基軸とするJAグループの一員として、県内農業をしっかりと支えるとともに、地域の活性化に貢献します。
2. 県下JAの信用事業の安定的かつ効率的な運営に向けて力を尽くし、県下JAの地域における存在感向上に貢献します。
3. 自らの社会的責任と公共的使命を認識し、経営の自己責任原則のもと、健全かつ適切な事業運営に徹します。
4. 職員が能力を十分に発揮できる働きがいのある職場をつくれます。

■中期経営計画・JAバンク三重中期戦略

当会は、令和元年度を初年度とする「中期経営計画（令和元年度～令和3年度）」を策定し、収益力の強化や県下JAバンクの農業金融機関としての存在感強化等に取り組んでいます。

加えて、JAバンク三重として策定した「JAバンク三重中期戦略（令和元年度～令和3年度）」においては、基本方針に「持続可能な収益構造を構築し、“食・農”を基軸として地域からより一層必要とされる存在を目指す」を掲げ、県下JAの取組みに対し十全なサポート機能を発揮することとしています。

■地域への資金供給等の状況

当会がお預かりしている資金の大半は、地域の皆さまが県内のJAにお預けいただいた大切な貯金です。そしてこれらの資金は、農業関連法人をはじめとする地域の企業・団体や地方公共団体にご利用いただいています。

<預り先別貯金残高>

(単位：百万円)

預り先		令和2年9月末	令和3年3月末	令和3年9月末
会員	J A	1,990,315	1,976,806	1,994,893
	その他	29,339	30,238	31,063
会員以外		44,564	19,033	48,029
合計		2,064,219	2,026,078	2,073,987

(注) 会員JAとは、総合JAをいいます。

<貸出先別貸出金残高>

(単位：百万円)

貸出先	令和2年9月末	令和3年3月末	令和3年9月末
会員等	14,940	10,664	13,190
地方公共団体	30,716	29,118	27,657
その他事業者	209,048	222,909	228,157
合計	254,705	262,692	269,006

(注) 会員等とは、JAおよびJAの組合員等をいいます。

<農業関係の貸出金残高>

(単位：百万円)

種類	令和2年9月末	令和3年3月末	令和3年9月末
プロパー資金	10,803	8,203	9,067
農業制度資金	711	759	957
うち農業近代化資金	361	556	712
うちその他制度資金	349	203	245
合計	11,514	8,963	10,024

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関する事業に必要な資金等が該当します。
2. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
3. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
4. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

■お客さま本位の業務運営にかかる取組み

J Aグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当会では、この理念のもと、金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下に掲げる「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を制定し、当該方針にもとづく業務運営を行っています。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

1. お客さまへの最適な商品提供

お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。なお当会は、金融商品の組成に携わっておりません。【原則2本文および(注)、原則3(注)、原則6本文および(注2、3)】

2. お客さま本位のご提案と情報提供

- (1) お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客様にふさわしい商品をご提案いたします。【原則2本文および(注)、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】
- (2) お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。【原則4、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】
- (3) お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するよう、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。【原則4、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】

3. 利益相反の適切な管理

お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。【原則3本文および(注)】

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。【原則2本文および(注)、原則6(注5)、原則7本文および(注)】

(※) 上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」(令和3年1月改訂)との対応を示しています。

(令和3年12月現在)